

# こんにちは ハローワーク

令和4年5月2日発行

5 月号

築館公共職業安定所  
栗原市築館薬師2丁目2-1

TEL 0228-22-2531  
FAX 0228-22-6892

ハローワークからのお知らせ

**令和4年4月1日から特定求職者雇用開発助成金が改正になりました。  
従来のコースの他に「成長分野人材確保・育成コース」が新設されました。**

○助成金の対象者は従来どおりで変更ありません。

改正内容：上記助成金の対象者を**デジタル・グリーン分野及びこれに関連する分野の業務に従事させるとともに、人材育成(例:事業主による職業訓練等)又は職場定着(例:諸手当の創設・人事評価制度への反映等)いずれかに取り組んだ場合**

○支給額が**従来の助成額の1.5倍の高額**となります。

○支給申請を行うためには、**対象労働者の雇い入れ日から1ヶ月以内(5月31日迄の雇入れの場合は7月31日まで提出可能です)に、事業主がハローワークの窓口**に**計画書を提出**することが必要となります。新設されたデジタル・グリーン分野に該当する可能性がある場合は1ヶ月以内の提出を願います。



## 労働市場の動き(3月内容)

ハローワーク築館管内の求人・求職者の動向



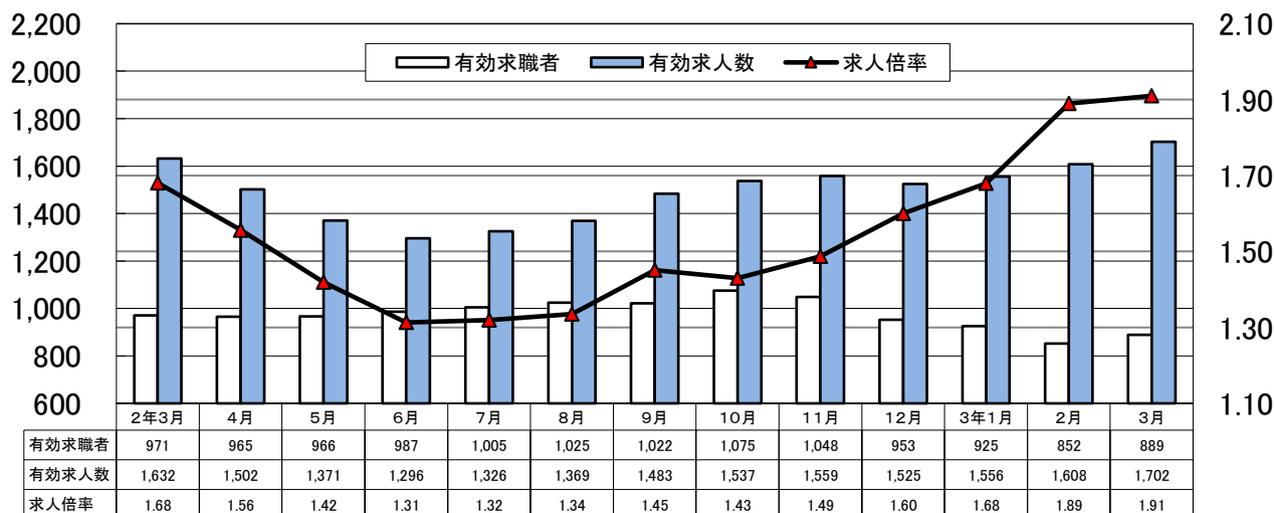
◆3月の有効求人倍率は1.91倍

◆月間有効求人数は1,702人、月間有効求職者数は889人

・新規求人数は632人と、前月に比べ5.2%の増加となり、前年同月比では13.1%の増加となりました。  
・新規求人は主な産業別では前年同月比で生活関連サービス業・娯楽業が87.5%、製造業で69.7%、卸売・小売業で48.8%増加した一方で、宿泊業・飲食サービス業が66.7%、サービス業が27.7%減少しました。

・新規求職申込件数は245人と、前月に比べ17.8%増加し、前年同月比では7.5%減少しました。

・このため、3月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数1,702人に対し、月間有効求職者数889人で、有効求人倍率は、1.91倍となり、先月より0.02ポイント上昇しました。





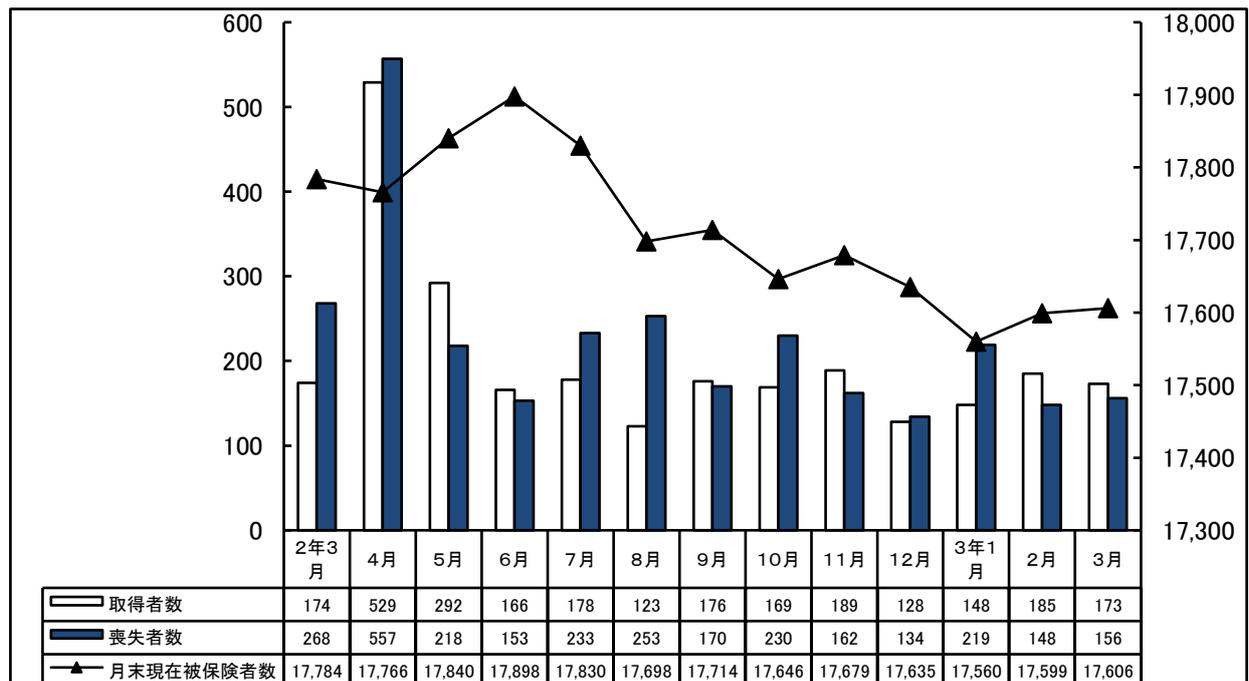
# 雇用の動き(3月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	245	17.8	▲ 7.5
	うち45歳以上	134	19.6	▲ 1.5
	有効求職者数	889	4.3	▲ 8.4
	うち45歳以上	508	2.4	▲ 3.2
求人関係	新規求人数	632	5.2	13.1
	うち常用	590	1.0	7.1
	有効求人数	1,702	5.8	4.3
	うち常用	1,627	5.4	3.5
紹介関係	紹介件数	285	10.9	0.4
	うち常用	257	5.8	▲ 5.5
就職関係	就職件数	131	44.0	5.6
	うち常用	116	38.1	▲ 0.9

(パートタイムを含む)

雇用保険適用状況				
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	173	▲ 6.5	▲ 0.6
	資格喪失者数	156	5.4	▲ 41.8
	月末現在被保険者数	17,606	0.0	▲ 1.0



2022（令和4）年4月1日から

## 特定求職者雇用開発助成金 （成長分野人材確保・育成コース）新設

既存コースの1.5倍を助成する高額助成コースをご活用ください

デジタル・グリーン分野及びこれに関連する分野（以下、成長分野等）の業務に従事させる事業主が、高年齢者、母子家庭の母等、就職氷河期世代不安定雇用者、生活保護受給者、障害者などの方を対象労働者として継続して雇い入れ、人材育成や職場定着に取り組む場合に、支給額が高額となる新コースを創設しました。

※「特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）の詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください（裏面にURL記載）。また、詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお尋ねください。

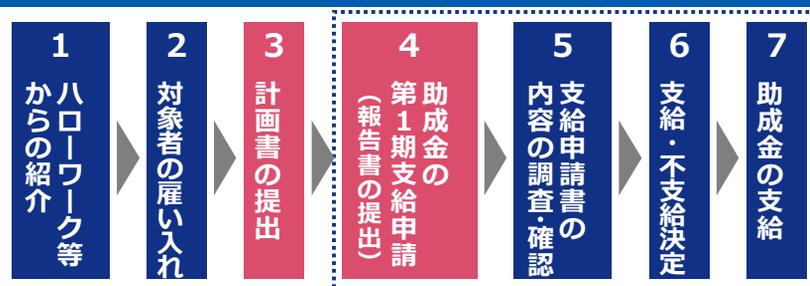


### 支給額

対象労働者	既存コースの支給額	新コースの支給額
高年齢者（60歳以上65歳未満） 母子家庭の母等 生活保護受給者等 等	30[20]万円×2期 (25[15]万円×2期)	<b>45[30]万円×2期</b> <b>(37.5[22.5]万円×2期)</b>
就職氷河期世代不安定雇用者	30万円×2期 (25万円×2期)	<b>45万円×2期</b> <b>(37.5万円×2期)</b>
65歳以上の高年齢者	35[25]万円×2期 (30[20]万円×2期)	<b>52.5[37.5]万円×2期</b> <b>(45[30]万円×2期)</b>
身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者	30[20]万円×4期 (25[15]万円×2期)	<b>45[30]万円×4期</b> <b>(37.5[22.5]万円×2期)</b>
重度障害者等（重度障害者、 45歳以上の障害者、精神障害者）	40[20]万円×6[4]期 (33[15]万円×3[2]期)	<b>60[30]万円×6[4]期</b> <b>(50[22.5]万円×3[2]期)</b>

- ・ [ ] 内は短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）を雇い入れた場合の支給額です。
- ・ ( ) 内は中小企業以外の企業に対する支給額です。
- ・ 助成金額が賃金総額を超える場合には、賃金総額が上限となります。

### 支給申請の流れ



#### 支給申請の手続き

第2～6期支給申請も同様の手続きが必要です。  
申請には、対象労働者の従事する業務内容や雇用管理改善・職業能力開発への取り組み等を記載した計画書と報告書の提出が必要です。

このコースを受給する場合、対象労働者の雇入れ日から「**1か月以内**」に計画書を提出する必要があります。ただし、雇入れ日が**2022年5月31日まで**の場合、**2022年7月31日まで**計画書の提出が可能です。

## ハローワークの紹介で特定求職者雇用開発助成金の対象となる可能性のある従業員を採用された事業主の方へのお知らせ

令和4年4月1日以降の雇入れについて、特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）（以下「成長コース」という。）が新設されました。

このコースは、ハローワーク等の紹介により従来の特定求職者雇用開発助成金（以下「特開金」という。）の対象労働者（60歳以上の方、障害者、母子家庭の母など）を雇入れた上で、対象労働者をデジタル・グリーン分野等の業務に従事させ、人材育成や職場定着に取り組む場合に、従来の特開金の助成額を1.5倍に増額する制度です。

成長コース申請のためには、対象労働者の雇入れ日から1ヶ月以内に「計画書」を紹介ハローワークへ提出する必要があります（雇入れ日が令和4年5月31日までの場合、令和4年7月31日まで計画書の提出が可能です）。

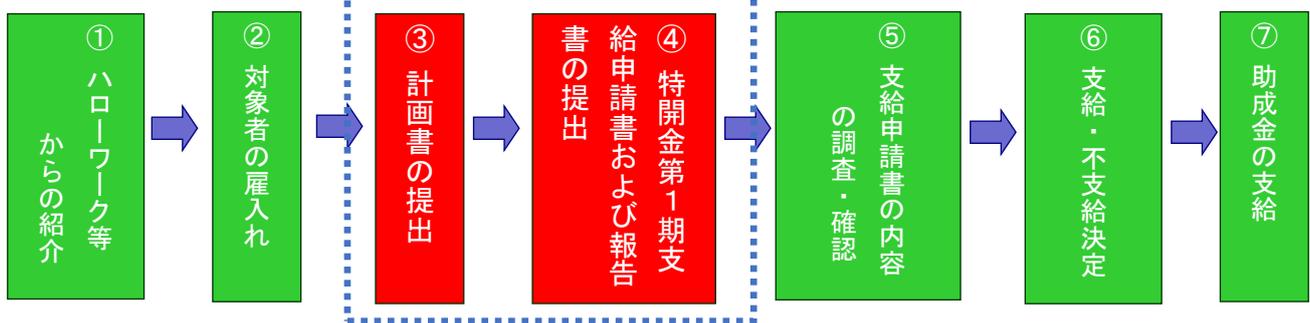
つきましては、新設された成長コースについてご承知おきいただくとともに、該当する可能性がある場合には、計画書の提出をよろしくお願いいたします。

### <計画書について>

- ・計画書は厚生労働省のホームページからダウンロード可能です。  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/tokutei\\_sechou\\_00008.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_sechou_00008.html)
- ・計画書提出の際には、労働条件通知書などの「対象労働者がデジタル・グリーン分野等の業務に従事することが確認できる書類」の提出が必要になります。

### 成長コース支給申請の流れ

従来の特開金に加えて、成長コースで必要となる手続きは、「③計画書の提出」「④結果報告書の提出」です（結果報告書は2～6期の申請の際も提出が必要になります）。



### 【成長コース受給にあたっての注意事項】

成長コースを受給するためには、対象労働者の雇入れ日から1ヶ月以内に計画書を紹介ハローワークへ提出する必要があります。

※雇入れ日が令和4年5月31日までの場合、令和4年7月31日まで計画書の提出が可能です。

◆詳しくは、厚生労働省ホームページおよび宮城労働局またはハローワークにお尋ねください。